

刑法 出題趣旨

第1期

- 1 詐欺罪の成否を検討する。
- 2 器物損壊罪及び建造物損壊罪の成否を、正当防衛又は誤想防衛ないし（誤想）過剰防衛の成否を踏まえつつ、検討する。

第2期

- 1 甲のA教授に対する罪責として、①殺人の実行の着手があるか（予備にとどまるか）、②方法の錯誤、を検討する。
- 2 甲のB幹事長に対する罪責としては、①方法の錯誤、②B幹事長死亡に対して責任を負うか（因果関係の有無、結果的加重犯の成否）を検討する。

第3期

- 1 危険運転致死傷罪の成否を検討する。
- 2 共同正犯の成否。共謀共同正犯を検討する場合には、検討の視点、成立要件、本事例への当てはめを検討する。

第4期

- 1 乙の罪責では、Vに対する殺人罪について、①正当防衛の成否（急迫不正の侵害の有無、防衛の意思、防衛行為の必要性・相当性）、②過剰防衛の法的性質、を検討する。
- 2 甲の罪責では、①共犯者が当初の共謀を超える実行行為をした場合の他の共犯者の犯罪の成否（共同正犯の本質、共謀の射程）、②過剰防衛の効果が甲に及ぶか、を検討する。
- 3 Vが一命を取り止めているので、中止犯の成否について簡単に言及する。

第5期

- 1 甲が殺人、乙が傷害の意思で共謀した際の共同正犯の成立（共同正犯の本質、重なり合いの理論）を検討する。また、共犯と錯誤（共犯形式の錯誤、方法の錯誤）を検討する。
- 2 Aが一命を取り止めたことについて、①甲に中止犯が成立するか、②甲に中止犯が成立する場合に共犯者である乙にその効果が及ぶか、を検討する。